

八戸国道出張所だより Vol.114

特殊車両の取り締まりを実施しました

10月5日(木)、八戸JCT駐車帯において、特殊車両の取り締まりを実施しました。

特殊車両の取り締まりは、特殊車両の走行により道路へ悪影響をおよぼさないように行っています。



特殊車両通行許可証の携帯等を確認します。

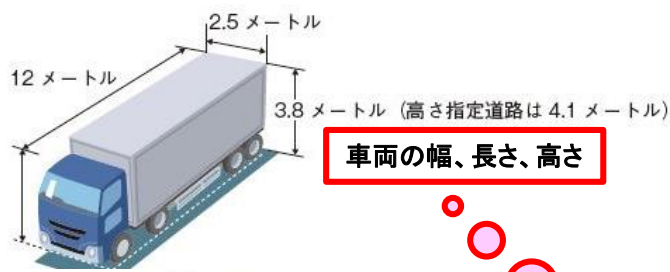


長さ等の測定

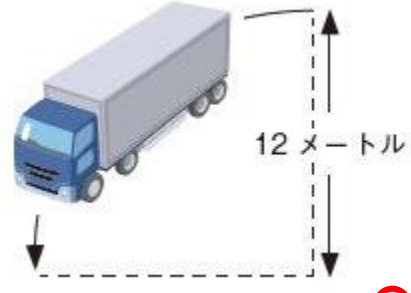


特殊車両とは？

構造が特殊である車両や輸送する貨物が特殊な車両で一般的制限値を超えたり、橋、高架、トンネル等で総重量、高さのいずれかの制限値を超える車両といえます。



車両の幅、長さ、高さ



車両の最小回転半径

- 18.0t: 隣り合う車軸の軸距が1.8m未満
- 19.0t: 隣り合う車軸の軸距が1.3m以上、かつ隣り合う車軸の軸重がいずれも9.5t以下
- 20.0t: 隣り合う車軸の軸距が1.8m以上

高速自動車国道および
重さ指定道路は25.0t

いずれかの
一般的制限値を
超える場合は、
特殊車両通行許可証
が必要です！



車両の総重量、軸重、隣接軸重および輪荷重

特殊車両を通行させる場合は、特殊車両通行許可証を携帯し、法令を順守して安全に走行しましょう！！